

山形市営繕工事週休2日確保工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、山形市まちづくり政策部建設契約課が発注する営繕工事の工事現場において、週休2日確保工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日確保工事

本要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

ア 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所(現場休息)日に指定するものとする。また、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行ってれば、完全週休2日(土日)を行ったと認められるものとする。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4) 4週8休以上

ア 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。

なお、現場閉所(現場休息)日を原則として土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

イ 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

(5) 現場閉所

巡回パトロール又は保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(6) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(7) 現場閉所(現場休息)率

対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所(現場休息)日数に含めるものとする。

(8) 発注者指定型

発注者が週休2日の確保に取り組むことを指定する発注形式をいう。

(対象工事及び発注形式)

第3条 山形市まちづくり政策部建設契約課が発注する全ての工事は、原則として月単位の週休2日確保工事の対象とし、発注者指定型で発注するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 月単位の週休2日確保よりも、完全週休2日確保工事として実施することが適当と認める場合は、完全週休2日確保工事の対象とし、発注者指定型で発注できるものとする。
- (2) 応急工事等の緊急を要する工事は除くものとする。

(積算方法等)

第4条 工事費の積算方法等は、次の(1)から(3)によるものとする。

(1) 補正方法

工事費の積算に用いる補正方法は別紙1に基づくものとする。

(2) 当初積算方法

当初の工事費の積算は、次の区分に応じて行うものとする。

ア 第3条本文の規定により月単位の週休2日確保工事として発注する場合は、月単位の週休2日の達成を前提に労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。

イ 第3条第1号の規定により完全週休2日確保工事として発注する場合は、完全週休2日（土日）の達成を前提に労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。

(3) 変更（清算）積算方法

変更（清算）時の積算は、次の区分に応じて行うものとする。

ア 第3条本文の規定により月単位の週休2日確保工事として発注した工事において、現場閉所（現場休息）が完全週休2日（土日）を達成した場合は、完全週休2日（土日）の補正係数に変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更するものとする。

イ 第3条本文の規定により月単位の週休2日確保工事として発注した工事において、現場閉所（現場休息）が月単位の週休2日を達成できなかった場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

ウ 第3条第1号の規定により完全週休2日確保工事として発注した工事において、現場閉所（現場休息）が完全週休2日（土日）を達成できなかった場合は、次の区分により積算するものとする。

(7) 現場閉所（現場休息）が月単位の週休2日を達成した場合

月単位の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

(8) 現場閉所（現場休息）が月単位の週休2日を達成できなかった場合

補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

エ 契約変更は、建設工事請負契約約款第25条の規定に基づき行うものとする。

(適正な工期の確保等)

第5条 発注者は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工事のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。この場合において、新営工事については、一般社団法人日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考として活用する。

2 受注者は、週休2日の確保を理由として工期の延長変更を請求することはできないものとする。ただし、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款第22条の規定により、工期の延長変更を請求することができる。

(対象工事である旨等の明示)

第6条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において、当該工事が次の各号のいずれに該当する工事であるかを明示するものとする。

(1) 第3条本文の規定による発注者指定型の月単位の週休2日確保工事

(2) 第3条第1号の規定による発注者指定型の完全週休2日確保工事

(現場閉所（現場休息）の確認方法等)

第7条 発注者は、次の各号により現場閉所（現場休息）状況等を確認する。

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

ア 工事着手前

- (7) 受注者は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を発注者に提出し、月単位の週休2日または完全週休2日（土日）の確保について発注者と協議する。
- (4) 「対象期間」の設定として、工事着手日に加え必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- (5) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

イ 工事着手後

- (7) 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者から受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- (4) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- (5) 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

(2) その他留意事項

- ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- イ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ウ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- オ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

（工事成績評価）

第8条 発注者は、現場閉所（現場休息）状況に応じて、工事成績評価において評価する。

2 工事成績評価については、別紙2に基づくものとする。

（アンケートの実施）

第9条 受注者は、週休2日確保工事の実施の有無にかかわらず、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事について適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事について適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事について適用する。

山形市営繕工事週休 2 日確保工事における工事費の積算について

1 積算方法等

山形市営繕工事における週休 2 日確保工事实施要領（以下「実施要領」という。）による週休 2 日確保工事において、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、「2 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2 単価の補正方法等

実施要領第 4 条による単価の補正方法については、次の(1)から(3)によるものとする。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に下表の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

経費名	補正係数	
	月単位の週休 2 日	完全週休 2 日（土日）
労務費	1. 0 2	1. 0 2
現場管理費	—	1. 0 1

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、(1)の補正係数から算出した表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8(3)ロ、基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び M-2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

(3) 物価資料の掲載価格

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A－2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日 及び 完全週休2日（土日）	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
土工事	共通	1. 0 1	1. 0 1
地業工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
鉄筋工事	共通	1. 0 1	1. 0 1
コンクリート工事	共通	1. 0 1	1. 0 1
型枠工事	共通	1. 0 1	1. 0 1
鉄骨工事	物価資料	1. 0 2	1. 0 2
既製コンクリート	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
防水工事	市場単価	1. 0 1	1. 0 8
防水工事（シーリング）	市場単価	1. 0 1	1. 1 4
防水工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
石工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
タイル工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
木工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
屋根及びとい	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
金属工事	市場単価	1. 0 1	1. 0 9
金属工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1. 0 1	1. 0 1
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1. 0 1	1. 1 6
左官工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
建具（ガラス）	市場単価	1. 0 1	1. 1 0
建具（シーリング）	市場単価	1. 0 2	1. 1 6
建具	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
塗装工事	市場単価	1. 0 1	1. 1 5
塗装工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
内外装工事	市場単価	1. 0 1	1. 1 3
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1. 0 1	1. 0 8
内外装工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
仕上げユニット	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
排水工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
舗装工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
植栽及び屋上緑化	物価資料	1. 0 1	1. 0 1

※「市場単価」は市場単価及び補正市場単価、「物価資料」は物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日 及び 完全週休2日（土日）	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
設置工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日 及び 完全週休2日（土日）	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、排気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22

営繕工事週休2日確保工事における工事成績評定の取扱いについて

1 方針

週休2日確保工事を実施した工事について、発注形式によらず現場の閉所状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

提出された工程表が、工事で求められている週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日の確保に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定において点数を減ずる措置を行うものとする。

2 評価方法

(1) 監督員の2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

ア 完全週休2日（土日）、月単位の週休2日を達成した場合（次の2項目を評価）

・「休日・代休の確保を行っている。」

・「その他（完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日を実施している。）」

イ 通期の週休2日を達成した場合（次の1項目を評価）

・「休日・代休の確保を行っている。」

ウ 定められた週休2日の確保に取り組む姿勢が見られなかった場合（次の1項目について評価を外す）

・「休日・代休の確保を行っている。」

(2) 監督員の5. 創意工夫〔その他〕において、次のとおり評価を行う。

現場閉所（現場休息）の状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日確保状況が通期の週休2日を達成した場合

・「その他（週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。）」

※ 週休2日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を当該工事で実施した場合に評価する。

(3) 総括監督員の2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

現場閉所（現場休息）の状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日確保状況が通期の週休2日を達成した場合

・「配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。」

・「その他（現場閉所（現場休息）による週休2日（4週8休以上）を行った。）」

※ 週休2日の確保を行った場合は、2項目両方を評価することとし、この「工程管理」の評価は、原則”a”評価（2点）とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、”a”評価としないことができる。